

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

尾岱沼市街、戸春別市街、床丹市街、本別海市街、走古丹市街においては、漁業や水産業の事業所が多く立地する。ハザードマップによると、尾岱沼市街、本別海市街では1.1mの津波がくると浸水する被害が想定される。



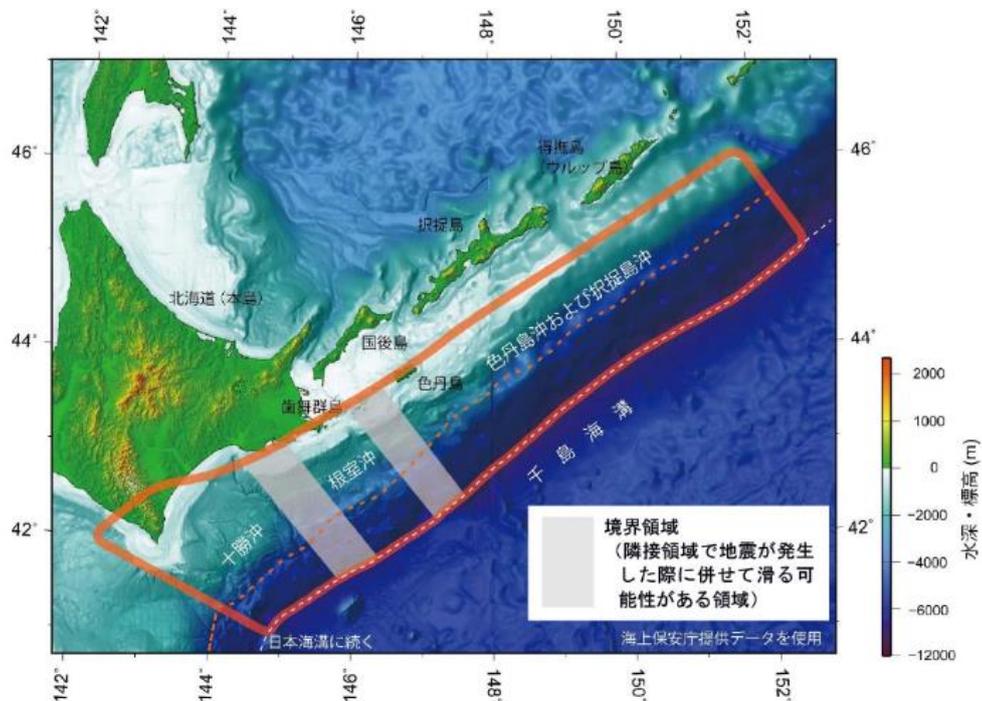
(出典： 保存版 べつかいの防災)

(地震：地震調査研究推進本部、J-SHIS)

釧路湿原や根室平野はやや軟弱な地盤であるため、地震が発生した場合には他の地域より揺れが大きくなる可能性がある。

釧路地方及び根室地方の全市町は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年以内で50%以上の確率で発生するとされている。



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)

商工業者	卸・小売業	148	96	別海市街地、尾岱沼、西春別駅前に多い。
	建設業	67	61	別海市街地に多い。
	製造業	49	40	尾岱沼に多い。
	サービス業	184	96	別海市街地に多い。
	飲食・宿泊	92	77	別海市街地、尾岱沼、西春別駅前に多い。
	その他	192	180	町内に広く分散。 農業を含む。水産業は海沿い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	S40.4 作成 H31.3 改定	
災害用備蓄資機材等整備	—	備蓄食料（アルファ米、保存水、みそ汁等）※2 日分 備蓄資機材（発電機、投光器、毛布等）
自主防災組織育成事業	—	自主防災組織が実施する訓練、研修会及び備品購入に対し、補助する。
防災訓練の実施	—	H30.8 地域合同訓練（別海市街、走古丹、床丹） R1.10 道総合防災訓練（町、中春別自主防災組織）

2) 当会の取組

項目	年月	備考
防災備品の確認	H30.9	懐中電灯の電池確認等
事業者 BCP に関する周知	R1.11	小規模事業者へ
事業者 BCP 施策セミナーの開催	R1.11.19	10 名
防災備品の備蓄	R1.11	懐中電灯購入

2 課題

- ・災害時の当会と当町との連携協力について、具体的な体制や内容が整備されていない。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対応と推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。

3 目標

○成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標	
			事業継続力強化計画	
商工業者	卸・小売業	148	96	9
	建設業	67	61	6
	製造業	49	40	4
	サービス業	184	96	9
	飲食・宿泊	92	77	7
	その他	192	180	18

※策定目標については、別海町の地域事情を考慮したうえで、浸水地域を優先し本計画においては全小規模事業者が策定するよう設定する。概ね4期（20年間）で小規模事業者全てが事業継続強化計画を策定するよう設定する。

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同で巡回指導	年1回

4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会と併せて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

(2020 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和2年に締結を目指し、本計画と整合性を確認しながら、災害時に混乱なく応急対策などに取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害時リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証などの損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、SNS等において、本計画を公表する他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を実施する。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する施策啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和3年までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体との連携

- ・ 連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介などを実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 別海町商工会事業継続計画

エ. フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認（年1回）

業種	商工業者数	小規模事業者数 (経済センサス)	フォローアップ件数	
			事業継続力強化計画	
商工業者	卸・小売業	148	96	9
	建設業	67	61	6
	製造業	49	40	4
	サービス業	184	96	9
	飲食・宿泊	92	77	7
	その他	192	180	18

- ・(仮称)別海町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当町ほか)を開催し、状況確認や改善点などについて協議する。(年1回開催)

オ. 当該計画に関する訓練の実施

- ・自然災害(概ね震度6弱を想定)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する。)

(2) 発災後の対策

- ・自然災害などによる発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

発生後、2時間以内を目途に当会職員とその家族の安否確認を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな災害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

イ. 応急対策の方針決定

別海町災害対策本部の方針に従い、当町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域的に災害が発生し、甚大な被害の発生が予想された場合、又は発生した場合。 ・町内に震度5強以上の地震、又は大津波警報が発生されたとき	全職員
警戒	・広域的に災害が発生し、被害の発生が予想された場合、又は発生した場合。 ・町内に震度5弱の地震又は津波警報が発表されたとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

※大規模の場合を想定

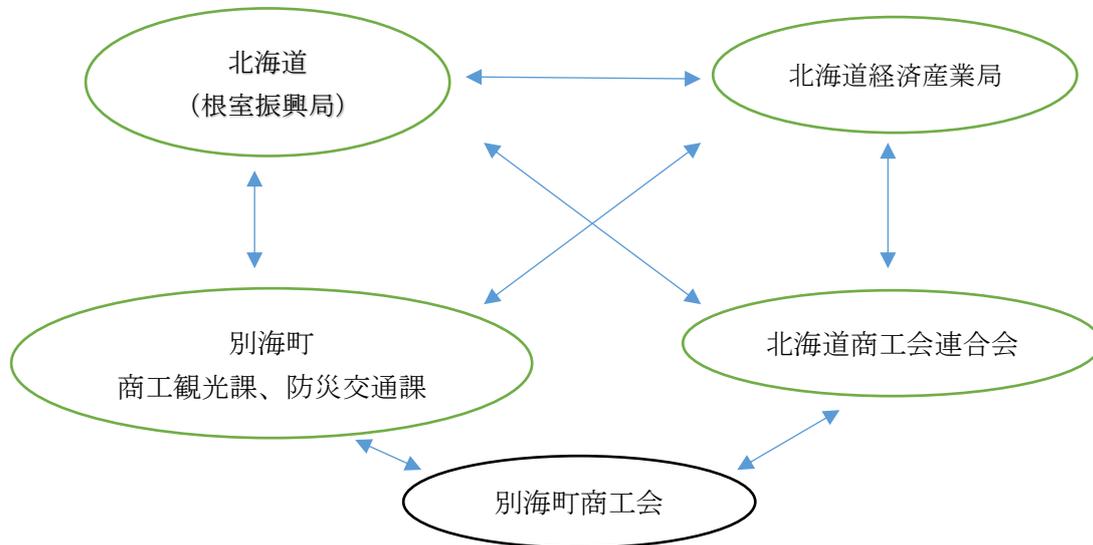
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決める。

- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、備品、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告する他、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者などの被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者などへ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難である場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は当会及び当町のHP及び広報誌や会報などにおいて公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行う事とする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和 4 年 4 月現在)		
(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 商工会と関係市町村の共同体制 / 経営指導員の関与体制等)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>別海町商工会 事務局長 法定経営指導員 経営指導員 補助員 等</p></div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>別海町 商工観光課、防災交通課</p></div>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
① 当該経営指導員の氏名、連絡先		
遠藤洋寿 090 - 9526 - 7449		
池田育絵 090 - 9437 - 2987		
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)		
※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う		
・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行		
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)		
(3) 商工会、関係市町村連絡先		
① 商工会		
別海町商工会		
〒086-0202		
野付郡別海町別海旭町 6 7 番地の 1 別海町交流館「ぶらと」内		
TEL : 0153-75-2844 FAX : 0153-75-3653		
E-mail : hbd00160@arens.or.jp		
② 関係市町村		
別海町役場 産業振興部商工観光課		
〒086-0205		
野付郡別海町別海常盤町 2 8 0 番地		
TEL : 0153-75-2111 FAX : 0153-75-2497		
E-mail : syokou@betsukai.jp		
(4) その他		
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要な資金の額	370	370	370	370	370
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、別海町補助金、北海道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること